

国際消防救助隊の現状と課題

自治省消防庁

救急救助課長 朝 日 信 夫

1 はじめに

消防庁では従来より海外で大災害が発生した場合に、地方公共団体の協力を得て全国各地の消防救助隊員から編成される国際消防救助隊を派遣する体制の整備を進めてきており、昭和 62 年に制定された「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」以前から国際消防救助隊を派遣するなどの出動実績をあげている。



バングラデシュ・サイクロン災害時における救援活動

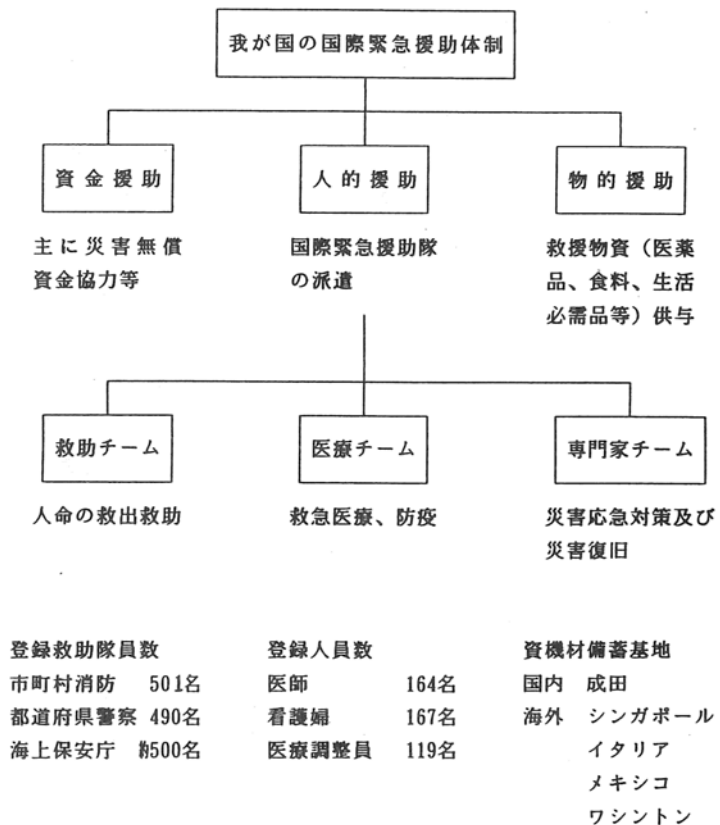
別表 国際消防救助隊派遣実績

No.	派遣期間	災害名	被災地	被害状況	派遣消防本部等	活動概要
1	61. 8.22 ～ 9. 6	ニオス湖有毒ガス噴出災害	カメルーン共和国ニオス湖周辺	死者 1,700名以上	東京消防庁 1名	有毒ガスの再噴出に備え、調査団に対する呼吸保護器の指導
2	61.10.11 ～ 20	エル・サルバドル地震	エル・サルバドル共和国サンサルバドル市	死者 1,226名 倒壊家屋 30,000戸	消防庁 1名 東京消防庁 5名 横浜市消防局 3名	倒壊ビルからの救助
3	2. 6.21 ～ 7. 2	イラン地震	イランイスラム共和国カビス海沿岸	死者 80,000名以上	消防庁 1名 東京消防庁 5名	倒壊家屋からの救助
4	2. 7.16 ～ 26	フィリピン地震	フィリピン共和国ルソン島中北部	死者 1,600名以上	消防庁 1名 東京消防庁 2名 名古屋市消防局 4名 広島市消防局 4名	倒壊ビルからの救助
5	3. 5.15 ～ 6. 6	バングラデシュサイクロン災害	バングラデシュ人民共和国	死者 約 13 万人	消防庁 2名 東京消防庁 17名 大阪市消防局 11名 川崎市消防局 4名 神戸市消防局 4名 ヘリコプター 2機	被災民への救援物資の輸送等を実施

国際消防救助隊は、法律の制率に先だち昭和61年4月に発足し、同年8月カルメーン共和国ニオス湖周辺で発生した有毒ガス噴出災害に初めて派遣されて以来、同年10月中米エル・サルヴァドル共和国地震災害、平成2年6月イラン・イスラム共和国地震災害、同年7月フィリピン共和国地震災害、平成3年4月バングラデシュサイクロン災害にそれぞれ派遣され、いずれも国情不案内、厳しい気象条件等苛酷な活動環境のなかで、平素培った救助技術と消防ヘリコプターや最新鋭の救助資機材を活用した救助活動を展開し、生存者の救出や救援物資を輸送するなど多大な成果を挙げている(別表参照)。またこれらの一連の活動は、被災国をはじめ諸外国からも高い評価を得ているところでもある。

2 国際消防救助隊発足の経緯

昭和60年11月14日南米コロンビア共和国で発生したネヴァド・デル・ルイス火山の噴火泥流災害に際して、外務省から消防庁に対し、同国政府から要請がある場合に救助隊の派遣についての意向打診があり、消防庁としては積極的に協力することとして準備を進めたが、同国政府の意向もあり実



国際緊急援助体制図

現には至らなかった。

消防庁ではこの経験に鑑み、海外で大災害が発生した場合に、全国の市町村の消防機関の協力のもとに編成される救助隊を機を失せず迅速に派遣できる体制の整備に着手し、昭和61年4月、32消防本部385名で発足、現在では40消防本部501名の体制となっている。

3 「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」の成立

我が国の国際緊急援助活動の歴史をみると、昭和40年代後半に大量発生したカンボ

ジア難民に対する救援活動を契機として、昭和57年に国際協力事業団を中心に民間医療団体の協力を得て国際救急医療チームの編成に着手した。

この医療チームは、昭和60年9月のメキシコ地震、前述のコロンビアの火山噴火泥流災害に出動したが、この時の経験から救援活動というものは、医療要員ばかりでなく救助要員と一体となっなくてはじめて真の国際貢献ができるものであり、より総合的な国際緊急援助体制の整備が必要であるとの認識が深まった。

昭和62年、外務省及び関係省庁により国際緊急援助隊を派遣するにあたっての根拠、手続き等必要な法令整備を含む体制整備のための取り組みが進められ、昭和62年8月「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」が成立し、同年9月16日公布施行された。

この法律は海外の地域、特に発展途上にある海外の地域における大規模災害に対し、被災国政府の要請に応じ、国際緊急援助隊を派遣するための根拠及び手続きを明確にし、救助活動、医療活動を含む総合的な国際緊急援助体制の整備を図ることとしたものであり、この法律によって市町村の消防機関が海外の被災地において救助活動等消防に係る国際緊急援助活動を自らの団体事務として行い得る法的根拠が明確に与えられることとなった。

さらに、平成4年6月には、災害の規模によっては更に大規模な国際緊急援助隊を派遣する必要があること、被災地において自己完結的に活動を行い得る体制を充実すべきことや輸送手段の改善を図る必要があること等の諸課題に対処するため、自衛隊の

国際緊急援助隊への参加を可能とするなどにより、法律の一部改正が行われた。

4 国際緊急援助隊と国際消防救助隊

国際緊急援助隊については、「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」では特にその定義はみられないが、これは関係各省庁、各地方公共団体等がそれぞれの役割分担に応じ、それぞれの事務として国際緊急援助活動を行うことを前提としており、実際に海外の被災現場において各任命権者の指揮命令のもと、国際緊急援助活動を行う人員の集まりを総称したものと解されている。

一方、国際消防救助隊は、海外の被災地において救助活動を行うことについて、その意向を表明した市町村の消防機関の救助隊の集合体を消防庁が総称しているものであり、従って国際消防救助隊は、国際緊急援助隊の一部を構成するものとして、国際緊急援助活動のうち救助活動の分野を担当するものとして位置づけられている。

5 国際消防救助隊の派遣手続き

国際消防救助隊の派遣手続きは「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」により次のように規定されている。

- (1) 外務大臣は、被災国政府等から国際緊急援助隊の派遣要請があり、その派遣を適当と認める場合において、当該要請に救助活動等消防に係る国際緊急援助活動が含まれているときは、消防庁長官に協議を行う。
- (2) 消防庁長官はその協議に基づき、その職員に国際緊急援助活動を行わせるとともに、市町村に対しその消防機関の職員に

国際緊急援助活動を行わせるよう要請する。

(3) 消防庁長官の要請を受けた市町村は、自らの事務としてその消防機関の職員に国際緊急援助活動を行わせることができる。

(4) 一方、外務大臣は国際協力事業団に対し、消防庁の職員及び市町村の消防機関の職員に係る出張依頼、渡航手続き、輸送の手配等の事務を行うよう命ずる。

(5) 国際協力事業団は、消防庁の職員及び市町村の職員に係る出張依頼、渡航手続き、輸送の手配等の事務を行う。

なお、国際消防救助隊がより迅速に出動できるようにするため、消防内部における具体的な手続きについては、昭和 62 年 9 月 19 日に「国際消防救助隊の出動体制の基本を定める要綱」を定めて対応を図っている。

6 国際消防救助隊の今後の課題

消防庁では、国際消防救助隊の派遣に際して、市町村の消防機関の職員を派遣するための具体的な手続きについて「国際消防救助隊の出動体制の基本を定める要綱」を制定し、その派遣体制はほぼ整備されたところである。

しかし、我が国はその国力にふさわしい国際的貢献が求められており、国際消防救助隊に対するニーズは、以前にもまして高まっていくものと考えられることから、消防庁としては、いついかなる事態においても、適切かつ迅速に対応が行えるよう出動体制を整備するために、次のような課題に継続的に取り組んでいくこととしている。

(1) 救助資機材の研究開発

国際救助活動の現場は、各国とも最新鋭の救助資機材を活用して救助活動を行っていることから、我が国においても、不断の研究開発を行い最新の救助資機材を装備しておく必要がある。

(2) 研修・訓練体制の充実強化

国際救助活動を行うにあたっては、被災国の対策本部、各国救助隊との連携が不可欠であることから、英語等の語学能力や発展途上国の風俗、習慣等に対する理解がなければならず、国際協力事業団の協力を得て英会話研修やリーダー研修等をさらに充実させていく必要がある。

また、国際消防救助隊の技術の向上や連帯感を熟成するために、定期的、継続的な合同訓練の実施体制の整備を図っていかなくてはならない。

(3) 迅速な救助活動体制の充実

救助活動は生存者をいかに早期に救出するかであり、そのためには、救助隊員と救助資機材を迅速に輸送する手段の確保と長時間にわたる救助活動を支えるに必要な救助隊員の投入、派遣体制についてさらに充実させていく必要がある。

以上、課題について述べたが、消防庁としては外務省、国際協力事業団と連携を図りながら、今までの派遣における貴重な教訓を生かし、携行する資機材の整備や隊員の研修・訓練の充実に努め、緊急事態発生時に被災国の期待に十分応じられるよう、今後とも国際消防救助隊の派遣体制の一層の充実強化を図っていく所存である。